

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第3四半期分

| 整理番号 | 案件名称                        | 物品種目  | 契約の相手方                               | 契約金額(円)<br>(税込) | 契約日        | 根拠法令                  | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) |
|------|-----------------------------|-------|--------------------------------------|-----------------|------------|-----------------------|----------------------|
| 1    | 特殊ヘッダー管（平野工場）買入             | 産業用機器 | 倉敷紡績（株）                              | 2,068,000       | 令和6年10月9日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 2    | ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか5点（東淀工場）買入 | 産業用機器 | カナデビア（株）<br>〈（旧）日立造船(株)<br>10/1商号変更〉 | 17,006,000      | 令和6年10月10日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 3    | レジューサーほか3点（平野工場）買入          | 産業用機器 | 倉敷紡績（株）                              | 2,590,500       | 令和6年10月21日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 4    | バーナー用ノズル（平野工場）買入            | 産業用機器 | J F Eエンジニアリング<br>（株）                 | 2,420,000       | 令和6年10月22日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 5    | 加熱脱塩素化処理装置用部品（平野工場）買入       | 産業用機器 | カナデビア（株）<br>〈（旧）日立造船(株)<br>10/1商号変更〉 | 1,960,200       | 令和6年10月25日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 6    | クレーン用部品1ほか3点（舞洲工場）買入        | 産業用機器 | 富士ホイスト工業<br>（株）                      | 7,590,000       | 令和6年10月30日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 7    | コンベヤ用チェーン（舞洲工場）買入           | 産業用機器 | カナデビア（株）<br>〈（旧）日立造船(株)<br>10/1商号変更〉 | 9,969,960       | 令和6年11月7日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 8    | 吸収塔吸収部ノズルヘッダー管（平野工場）買入      | 産業用機器 | J F Eエンジニアリング<br>（株）                 | 6,600,000       | 令和6年11月11日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 9    | 階段式ストーカー用部品（1）ほか17点（西淀工場）買入 | 産業用機器 | （株）タクマ                               | 58,237,322      | 令和6年11月18日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 10   | ボイラー用肉盛り水管パネル（舞洲工場）買入       | 産業用機器 | カナデビア（株）                             | 16,368,000      | 令和6年12月5日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |
| 11   | 熱交換器用管束ほか5点（舞洲工場）買入         | 産業用機器 | カナデビア（株）                             | 26,648,226      | 令和6年12月19日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30                  |

|    |                                |       |          |           |            |                               |     |
|----|--------------------------------|-------|----------|-----------|------------|-------------------------------|-----|
| 12 | 加熱脱塩素化处理装置用部品（平野工場）<br>（その2）買入 | 産業用機器 | カナデビア（株） | 3,920,400 | 令和6年12月19日 | 地方自治法施行令第<br>167条の2第1項第<br>2号 | G30 |
|----|--------------------------------|-------|----------|-----------|------------|-------------------------------|-----|

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

特殊ヘッダー管（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

倉敷紡績株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入予定の特殊ヘッダー管は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いが倉敷紡績株式会社のみが行っているため、倉敷紡績株式会社製の製品に指定するものである。

#### （2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績株式会社と特名随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか5点（東淀工場）買入

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか5点は、日立造船株式会社設計・施工による東淀工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

#### (2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

レジューサーほか3点（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

倉敷紡績株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入予定のレジューサーほか3点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いが倉敷紡績株式会社のみが行っているため、倉敷紡績株式会社製の製品に指定するものである。

#### （2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績株式会社と特名随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

バーナー用ノズル（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入するバーナー用ノズルは平野工場燃焼設備の助燃・再燃バーナーの主要部品であり、J F Eエンジニアリング株式会社と大阪装置建設株式会社により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

#### 業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用部品（平野工場）買入

### 2. 契約の相手方

カデビア株式会社

### 3. 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化处理装置用部品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用しているカデビア株式会社製加熱脱塩素化处理装置の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様は非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、カデビア株式会社製の製品を指定するものである。

#### （2）業者選定理由

加熱脱塩素化处理装置用部品はカデビア株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カデビア株式会社と特名随意契約するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

クレーン用部品 1 ほか 3 点（舞洲工場）買入

### 2 契約相手方

富士ホイスト工業(株)

### 3 随意契約理由

今回購入するクレーン用部品 1 ほか 3 点は、じん芥・灰クレーンに装備して使用するものである。舞洲工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）独自の技術により設計・製作されたものであり本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、設備全体において一貫した責任と性能について、保証させる必要がある。

その条件を満たすのは本設備を設計・製作した富士ホイスト工業(株)のみであることから当該会社に製品指定を行う。

また、本製品は、富士ホイスト工業（株）が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため富士ホイスト工業（株）と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 0 6 - 6 4 6 3 - 4 1 5 3）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

コンベヤ用チェーン（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア(株)（旧日立造船(株)）

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入するコンベヤ用チェーンは、カナデビア(株)施工による舞洲工場  
破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、  
仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用  
部品の調達が不可能である。よって、カナデビア(株)製品とする。

#### （2）業者選定理由

本部品はカナデビア(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが  
出来ないため、カナデビア(株)と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

吸収塔吸収部ノズルヘッダー管（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入予定の吸収塔吸収部ノズルヘッダー管は、排ガス洗浄を目的として、J F Eエンジニアリング株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いにはJ F Eエンジニアリング株式会社のみが行っているため、J F Eエンジニアリング株式会社製の製品を指定するものである。

#### （2）業者選定理由

本製品は、J F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

階段式ストーカ用部品（1）ほか17点（西淀工場）買入

### 2 契約の相手方

（株）タクマ

### 3 随意契約理由

#### 1) 製品指定理由

今回買入する階段式ストーカ用部品（1）ほか17点は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成部品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

#### 2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場  
(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回買入するボイラー用肉盛り水管パネルは、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。本製品の詳細寸法及び関連機構との関係はカナデビア株式会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

#### 業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場  
(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

熱交換器用管束ほか5点（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回買入する熱交換器用管束ほか5点は、カナデビア株式会社の設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、カナデビア株式会社独自の技術により製作されたものである。

本製品の詳細寸法及び関連機構との関係はカナデビア株式会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

#### 業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用部品（平野工場）（その2）買入

### 2. 契約の相手方

カテビア株式会社

### 3. 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化处理装置用部品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用しているカテビア株式会社製加熱脱塩素化处理装置の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様は非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、カテビア株式会社製の製品を指定するものである。

#### （2）業者選定理由

加熱脱塩素化处理装置用部品はカテビア株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カテビア株式会社と特名随意契約するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）